

2025年2月20日～3月6日
単組役員向けオンラインセミナー

第1回講座

労働組合はなぜ共済運動をすすめるのか？

～自治労共済の意義～

自治労本部共済推進委員会 事務局次長 石井 利明 (自治労本部総合組織局長)

1. 組合員を取り巻く現状の確認

① 公務員労働者の減少

⇒ 人員不足による長時間労働の増大、
ハラスメント・長期病休者の増加…

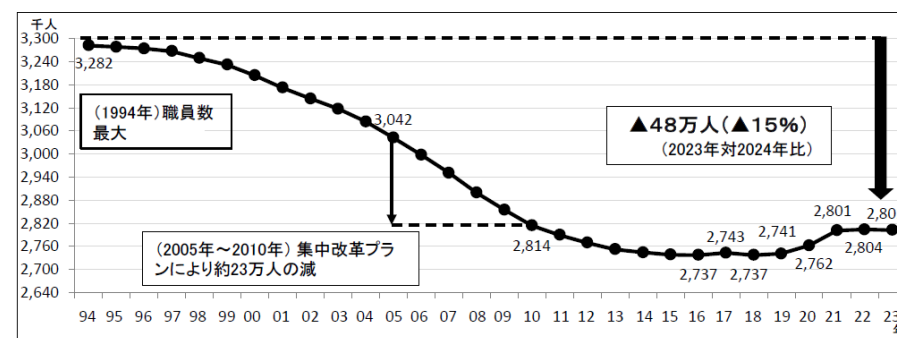
② 物価高騰・実質賃金の低下

⇒ ここ数年の物価高騰により実質賃金が低下

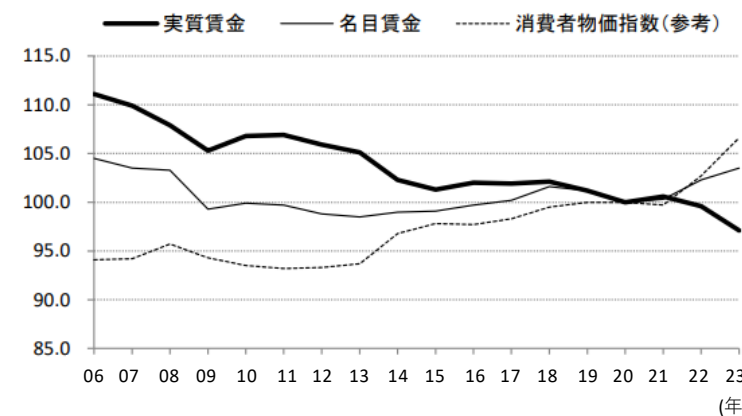
③ 頻発する自然災害

⇒ 明らかとなった必要な公共サービス！
しかし職場は対応できる状況ではない…

〈地方公共団体の職員数の推移（1994年～2023年）〉



○ 実質賃金
・ 実質賃金指数、名目賃金指数（現金給与総額）
（調査産業計、事業所規模5人以上）



2. 労働運動に取り組む意義

①労働組合とは

労使対等のもとに自分たち(労働者)の生活と働く環境を良くするための組織

②労働組合の活動

組合員の不安や不満、意見をまとめ要求・交渉・団体行動、その他親睦など

③自治労運動の4本柱

経済闘争－賃金の引き上げ（格差是正）

労働条件の改善－働きやすい職場環境づくり

社会正義の実現－反戦平和・ジェンダー平等・反差別など

自主福祉活動－共済推進運動

||

重要なことは、
皆が 参加し、一緒に
取り組むこと
⇒それが力に！

3. 共済推進運動（労働者自主福祉運動）の原理

- ①「**助け合い**」を原点とする**労働組合の基本的**活動
- ②組合員**みんな**で**出資**して共済生協※を作る
（※自治労共済生協・こくみん共済 coop）
- ③組合員**みんな**で**加入**して共済制度を利用する
- ④組合員**みんな**で**運営**してより良い制度改善をめざす
- ⑤組合員と家族の生活上の事故に対し**安心の給付**を行う

組合員の組合員による組合員のための運動です！

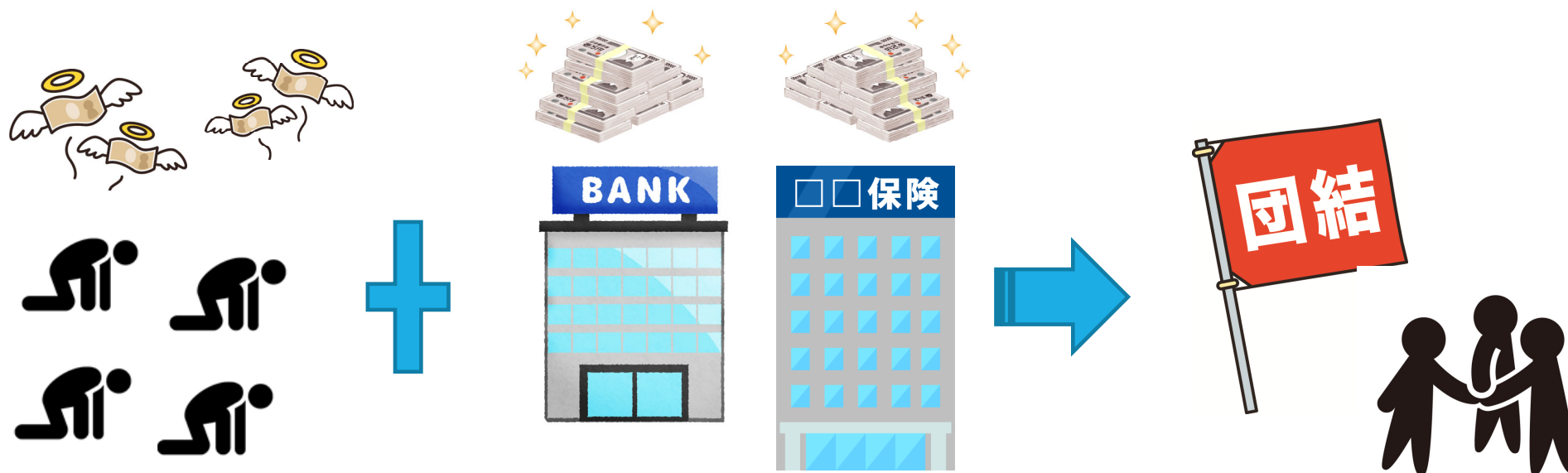
4. 自治労共済は、なぜ設立されたのか

設立当時の労働者を取り巻く状況

立ち遅れた社会保障
等に起因する生活苦

大資本による搾取・
収奪の構造

労働者の団結力強化
相互扶助気運の醸成



5. 自治労共済は、なぜ設立されたのか

設立当時の労働者を取り巻く状況

労働者とその団結を基盤とし、みずからの手で経済的・
文化的地位の向上をめざす組織を相次いで創立

1950年

1957年

1966年

 ろうきん 

(当時は労済連)

 自治労共済



6. 自治労共済は、なぜ設立されたのか

自治労第12回定期大会（**1964年8月・東京**）で

「自治労共済制度の基本方向」を確認

- ① 自治体労働者の社会的事故について、自治体労働者がその団結を基盤とする拠出によって自主的に扶助関係を確立する制度であること
- ② 自治労の組織活動であり、自治労の団結強化に貢献すること（自治労共済は組合の日常世話役活動の一環）
- ③ 企業内福祉との対決と並行した事業であること
- ④ 生命、火災保険など、独占金融資本に一方的に占有され、しかもその収奪政策のもとにおかれている労働者大衆を解放してゆく労働運動の政策であること

7. 2024－2025年度運動方針(2023年8月第97回定期大会)

共済推進運動（労働者自主福祉運動）に関わる運動方針より抜粋

- 自治労組織全体の強化・拡大を実現するために労働運動として改めて位置づけます。
- 「新たな共済推進方針」で掲げた大目標を改めて確認し、当面5年間の目標として確認された数値目標の達成にむけ取り組みます。
- 全県本部・全単組において、共済推進委員会を基軸とし、
 - ①「新たな共済推進方針」に基づき、「新たな共済推進マニュアル」に沿った共済推進運動を展開し、運動サイクルとともに共済推進サイクルの確立をめざします。
 - ②単組は執行部学習会や執行部全員の共済加入に取り組み、じちろう共済制度について、動画コンテンツ等を活用し、自立的な組合員オルグができるよう体制を整えます。
 - ③新規採用者については、組合と団体生命共済の同時加入に取り組みます。
- じちろう共済を生涯保障のメインとする取り組みを進め、「組合員利益の最大化」をめざします。

8. 労働組合と共済の役割

共済の役割

くらす上での
困りごとを支える
共済



- ① **安心・安定の生活をめざして**
(人生で起こり得る“万が一”に備え、
無理・無駄のない保障を提供する)
- ② **仲間から無保障者を出さないことをめざして**
(いざという時に困る人をださないために)
- ③ **可処分所得の向上をめざして**
(人生四大出費の一つを減らして家計を安定)

9. じちろう共済が選ばれる理由

① 「掛金が安い」 (団体生命共済50.4%・マイカー共済71.4%)

② 『**組合役員や職場の人に勧められた**』

24歳以下では、団体生命共済49.9%(全体40.0%)・マイカー共済36.9%(全体22.5%)と高率

③ 「組合が取り扱っているので安心」

(団体生命共済23.9%・マイカー共済24.7%)

④ 「契約更新手続きが簡単」 (団体生命共済19.5%・マイカー共済28.0%)

⑤ 「周りが加入している」 (団体生命共済12.6%・マイカー共済28.0%)

共済推進運動は
ここが大切!!



2024年1月実施「じちろう共済に関する組合員アンケートから引用

(各共済制度の利用に関して「加入」した理由、きっかけを尋ねる質問に対する選択割合)

10. 組合員と家族にとってのメリット

① 保障（補償）内容が良い！

（自治労組合員のニーズによる制度と
ムリ、ムダのない適切な保障で組合員と家族を守る）

② 自由に使えるお金が増える！

（手頃な掛金：理由①非営利②低リスク③低コスト）

③ 労働組合が窓口なので、手続きが簡単！

（契約・保全・給付申請は組合まで）



組合員と家族の安心・安定の暮らしのために！

11. 組合員のために、じちろう共済を知らせる活動を！

20代の独身男性組合員のグループ保険加入例

死亡：6,000万円

ケガ：入院16,500円／日

病気：なし

35歳まで月額5,910円

以降5歳刻みで保険料が上がり、最終的に56歳から月額26,970円

保険外交員に勧められるままに加入しました…。



執行部に言いたい！

『じちろう共済の詳しい説明を聞いていなかった！』
『組合員向けの制度があるなら勧めて欲しかった！』



安心・安定の暮らしのために、組合員に伝えることが大切！

12. 共済推進運動に取り組む意義



共済の魅力と取り組みにより、組織強化・拡大を！

13. 新たな共済推進方針と2026年度目標

めざすべき未来（目的）

組合員・家族の安心と安定の暮らし、
自治労の組織強化・拡大の実現

大目標

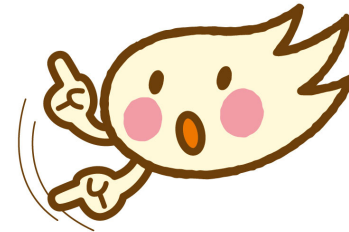
じちろう共済に、生涯を通じて、全員加入

自治労の運動目標である、団体生命共済の2026年度末 保有目標
336,047件を達成するためには自治労一丸となった取り組みが不可欠!!

14. 直面する重要な取り組み

☆ 重要な取り組み

- ① 新規採用者への取り組み
- ② じちろう共済を生涯保障のメインとするための取り組み（団体生命共済の競合対策）



15. 新規採用者への取り組み

○「組合とじちろう団体生命共済」同時加入

期待と不安に胸を膨らませている新規採用者に対し、安心して働くための仕事とくらしに対する2つのセーフティネットを組合が提供。

★伝えたいポイント

- ① 他の保険(共済)より低廉な掛金で自治体で働く職員にマッチした保障内容
- ② 1年満期でライフステージに合わせムリ・ムダなく保障が選べる
- ③ 毎年の決算で剰余があれば割戻金として還元(2024年度に支払われた割戻金の返戻率は約20%)
- ④ じちろう団体生命共済を利用すれば、退職後の積み立てとして予定利率1.25%で運用している「税制適格年金」「長期共済」に加入できる



○申込書の早期全員回収を追求

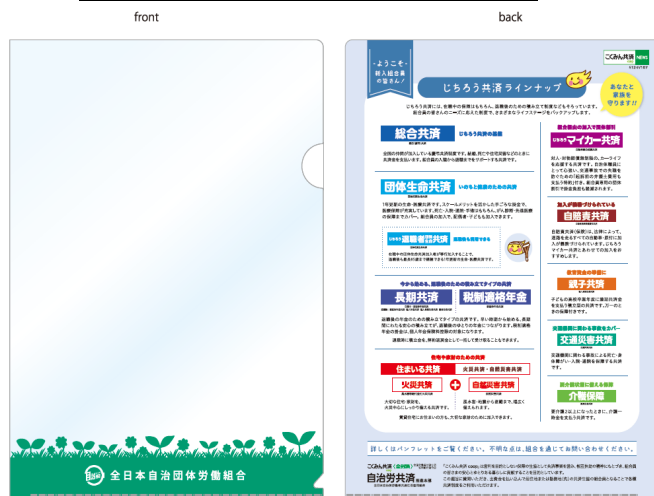
無保障の状態では働くのではなく、一日でも早くしっかりとした保障を得てもらうために「組合と共済の同時加入」「団体生命共済の早期発効(5月発効の追求)」をめざした説明会等を開催し、説明会当日、その場で全員の申込書回収を追求。

16. 新規採用者への取り組み

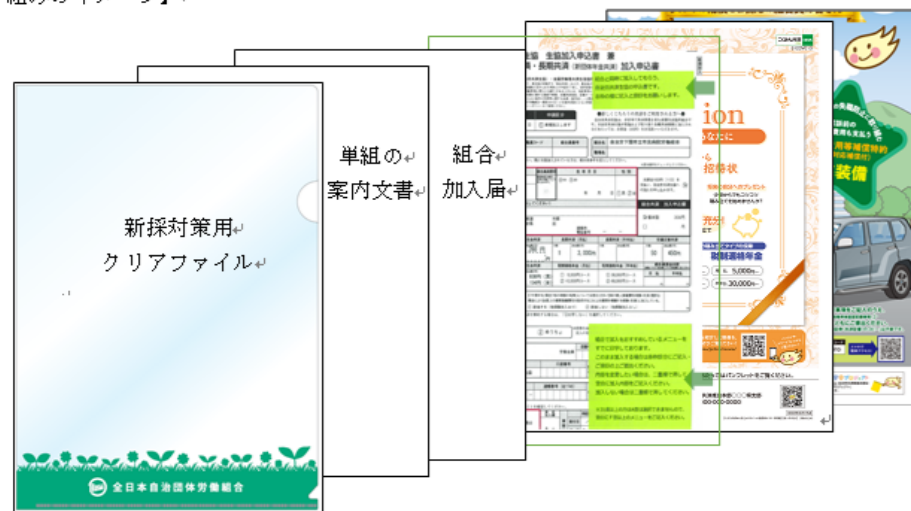
○2025年新規採用者対策用ツールの活用

自治労が作成するA4クリアファイルの裏面にじちろう共済制度の広告を掲載したもの。組合加入届やプレ印字共済加入申込書等を「配布し、回収する」ツールとして活用。 ※ツールの具体的な活用方法については自治労共済県支部へお問合せください。

クリアファイル（A4サイズ）



【取り組みのイメージ】



17. 新規採用者への取り組み

○じちろうマイカー共済の掛金の優位性を訴求

多くの組合員の利用と安全運転に支えられた団体割引率30.0%による掛金の優位性を訴求。

○組合員の失職を防ぐ取り組み

組合員が重大事故を起こした際、失職を防ぐための弁護士費用等補償特約で優位性を訴求。

失職の例外について規定した『分限条例』『分限特別条項』の制定の取り組みが重要。



刑事上の責任と公務員の身分

地方公務員法は、特別な条例がある場合を除いて、**禁錮刑以上(執行猶予付きを含む)**となった公務員は失職することを定めているため、公務員として働くことができなくなります。

刑の重さ	罰金	禁錮	懲役
軽い			重い

失職するとすべてを失います

失職すると公務員の身分を失います。それはすなわち、職を失い収入が絶たれることを意味します。また、失職はこれだけに留まらず、退職手当も受け取れない可能性もあり、現在の生活はもとより老後にも大きく影響します。

【失職すると失うもの】
公務員としての身分・収入
退職手当

失うと…

生活が破たんする危険性

■地方公務員法の失職規定

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二～四 略

(降任、免職、休職等)

第二十八条 略

一～三 略

四 職員は、第十六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

18. じちろう共済を生涯保障のメインとする ための取り組み（団体生命共済の競合対策）



市町村共済組合などが扱う「グループ保険」については、「若年層に過剰な保障を勧めている」「当局ルートでの強引な勧誘に組合員が困惑している」といった現場での課題が報告されている。

「組合員利益の最大化」をめざす自治労の基本的な立場から、自治労組合員への「過剰な保障」や「強引な勧誘」は組合員の利益を毀損し、組合の組織力にも影響をもたらすものと言わざるを得ない。

新規採用者対策において「グループ保険」に勧誘される前に「じちろう団体生命共済」を勧める取り組みが必要。

『じちろう共済は組合員にとってメインの保障』という基本的立場を、今一度、自治労総体で共有し、課題の解決にむけた取り組みを進める。

19. まとめ 共済推進運動、それは自治労運動そのもの！

「じちろう共済は、組合員の利用できる福利厚生サービスの一つ」、「運動の両輪と言われるが、組合運動あつての共済制度でしょ」・・・間違っていないが、共済推進運動は自治労運動と一体のもの・・・つまり自治労運動そのもの！

☆働く上での困りごとを支える労働組合運動

☆暮らす上での困りごとを支える共済制度

片方ではダメ。両方不可欠！

★共済推進運動は、**労働運動そのもの**。

自分たちの制度であるじちろう共済の**共済推進運動で、組織強化・拡大**を！

★加入の結果・実績を追求。

そのために執行委員会や共済推進委員会で、**目標と計画の策定が重要！**

共済推進運動を県本部・単組の**重要な柱**に据えよう！

じちろう共済推進マニュアル



産別ネット（ガルーン）に掲載



教育研修ポータル



資料・学習会ツール

組合員にとって、助け合いによる割安な掛金で組合員のニーズに合う保障である「じちろう共済」を、どのように推進していくか、分かりやすくまとめたものです。

自治労の「新たな共済推進方針」にもとづき、単組での具体的な共済推進運動（労働者自主福祉運動）の取り組み方を説明しています。

各制度の推進ポイントをまとめた〈共済制度推進編〉は別冊としています。